

**「愛知県地域保健医療計画」の中間見直し（案）
＜5事業等推進部会審議事項分＞の概要**

第1部 総論

第1章 計画の基本理念

(1) 経緯

- 医療法第30条の4第1項に基づき、本県の医療を提供する体制の確保に関する計画を定めており、同法第30条の6に基づき、在宅医療等について中間年である3年で中間見直しを行う。
- なお、令和2年5月12日厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、「見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降になったとしても差し支えない」とされたことから、3年目及び4年目で中間見直しを行うこととした。

(2) 計画期間

平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間

(3) 計画の進行管理

- 整備目標や目標値を記載した項目の進行管理については、愛知県医療審議会に報告し、進捗状況を評価するとともに推進方策等について意見を求めるなどして、進行管理の徹底を図る。
- また、進捗状況を県のホームページに掲載するなど、広く県民に広報する。

第3部 医療提供体制の整備

第1章 保健医療施設の整備目標

(3) 地域医療支援病院の整備

2次医療圏に1か所以上の整備に努める。

＜目標値＞

項 目	現 状 値	目 標 値
地域医療支援病院数	28病院※全11医療圏 中10医療圏整備済み (令和2年3月31日)	2次医療圏に1か所以上

第3章 救急医療対策

- 第3次救急医療機関の病院群輪番制の参加も含めて、地域の実情に応じた第2次救急医療体制の構築について検討を進める。
- 救命救急センターの2次医療圏への複数設置を進める。

＜目標値＞

項 目	現 状 値	目 標 値
救命救急センターの整備	24か所	2次医療圏に 原則として複数設置

第4章 災害医療対策

- 全ての災害拠点病院及び災害拠点精神科病院において、災害時における中心的な役割を果たすために必要な機能の充実・強化を図る。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、コーディネート機能が十分に発揮できるよう、災害医療コーディネーター、県医師会等関係団体、自衛隊等関係機関との連携体制の充実・強化を図る。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
災害拠点病院及び災害拠点精神科病院以外の病院における業務継続計画（BCP）の策定率	49.3% (令和元年度)	80%

第5章 周産期医療対策

(1) 周産期医療対策

- 周産期ネットワークを一層充実強化し、安心して子どもを産み育てる環境の整備を進める。
- NICUにおいて質の高い新生児医療を効率的に提供できるよう図る。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
NICU（新生児集中治療管理室）の整備	190床 (令和2年9月)	190床

第6章 小児医療対策

(1) 小児医療対策

身近な地域で診断から治療、また子どものニーズに応じたサービスが提供できるよう、医療機関や地域関係機関の連携を推進する。

(2) 小児救急医療対策

小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心に、PICUを有する医療機関との連携体制の充実・強化を図る。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
PICU（小児集中治療室）の整備	22床 (平成29年4月)	26床以上

第7章 へき地保健医療対策

- へき地医療支援機構と地域医療支援センターが中心となり、へき地に係る保健・医療その他へき地関係者と連携し、へき地保健医療対策を推進する。
- 自治医大卒業医師等の適切な配置やへき地医療拠点病院とへき地診療所との連携強化等、へき地医療に従事する医師の効率的かつ効果的な活用を図る。

- 自治医大卒業医師等の派遣に加え、オンライン診療等の遠隔診療を導入することによるへき地の医療提供体制の確保について、関係機関との検討を進める。

〈目標値〉

項 目	現 状 値	目 標 値
代診医等派遣要請に係る充足率	100% (令和元年度)	100%
へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	33% (令和元年度)	100%

第8章 在宅医療対策

〈プライマリ・ケアの推進〉

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及等に取り組む。

〈在宅医療の提供体制の整備〉

在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や、退院時から看取りまで切れ目のない在宅医療提供体制の確保を目指すとともに、関係多職種がチームとなって患者・家族をサポートする体制の構築に取り組む市町村を支援する。

〈目標値〉

項 目	現 状 値	目 標 値
訪問診療を実施している診療所・病院	1,464 施設 (平成30年度)	2,070 施設 (令和5年度)
在宅療養支援診療所・病院	906 施設 (令和3年1月1日)	1,007 施設 (令和5年度)
機能強化型在宅療養支援診療所・病院	287 施設 (令和3年1月1日)	301 施設 (令和5年度)
在宅療養後方支援病院	22 施設 (令和3年1月1日)	27 施設 (令和5年度)
24時間体制を取っている訪問看護ステーション	713 施設 (令和2年7月1日)	737 施設 (令和5年度)
機能強化型訪問看護ステーション	35 施設 (令和2年7月1日)	39 施設 (令和5年度)
訪問歯科診療を実施している歯科診療所	1,372 施設 (平成30年度)	1,666 施設 (令和5年度)
在宅療養支援歯科診療所	564 施設 (令和3年1月1日)	794 施設 (令和5年度)
訪問薬剤管理指導を実施している事業所	3,250 施設 (令和3年1月1日)	3,857 施設 (令和5年度)
退院支援を実施している診療所・病院	105 施設 (平成30年度)	187 施設 (令和5年度)
在宅看取りを実施している診療所・病院	552 施設 (平成30年度)	809 施設 (令和5年度)

第9章 保健医療従事者の確保対策

〈薬剤師〉

薬剤師の確保と質の向上に取り組む。

〈看護職員〉

量的な確保及び資質の向上等に取り組む。

〈理学療法士、作業療法士、その他〉

資質の高い保健医療従事者の養成を推進する。